

# 観光協会入会のご案内

## 当協会の事業目的をご理解いただき 入会をご検討いただきますようお願い申し上げます。

相模原市観光協会は、1962年の設立以来、会員の皆様や関係諸団体の皆様の暖かいご支援をいただきながら観光情報の収集やホームページによる情報の提供、観光キャンペーン等の開催による物産品の紹介など観光事業の発展と地域経済の振興に努めてまいりました。

この間、私たちの故郷である“相模原市”は、津久井地域との合併により山や湖など豊かな自然を観光資源としてもつ都市と自然が融合した新たな“相模原市”へと大きく変わりました。  
本協会といたしましても、この変化の波に乗り遅れることなく、事業のさらなる充実を図り、大きく飛躍したいと願っております。

## 会員特典

1. 会員様の情報を相模原市観光協会ホームページ「いいさがみはら」に掲載し全国に発信します
2. 物産展・観光キャンペーン情報をご案内します
3. PR用パンフレットなどを協会の窓口で配布します
4. 当協会が主催・参画する事業に参加する機会を提供します
5. 観光キャンペーンにてパンフレットの配布などの宣伝をおこないます
6. 観光者からのお問い合わせに優先してご案内します
7. 会員間のご紹介をおこない商業取引の機会を創出します

## 入会案内

入会の申し込みは随時受付をいたしております。別紙入会申込書にご記入・押印の上、お申し込みください。お申し込み頂いた後、直近の理事会の審議を経て正式に入会が承認されます。

詳しくはお電話にてお問合せ下さい。

【会費】一口 10,000円/年（一口以上）  
（注）ご加入は団体、法人、個人事業主に限ります

【お申し込み先】

**公益社団法人相模原市観光協会事務局**

入会担当 TEL：042-771-3767 / FAX：042-771-3792

# 入会申込書

公益社団法人相模原市観光協会  
代 表 理 事 殿

公益社団法人相模原市観光協会の設立目的及び趣旨に賛同し、会員として入会を  
申し込みいたします。

年 月 日

フリガナ 名 称		
代表者	(役職)	
	フリガナ 氏 名	印
指定代理者 (当法人に対して権 利を行使する者)	(役職)	
	フリガナ 氏 名	印
所在地	〒	
電話番号		
URL		
業種	<input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> イベント・企画 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> 金融業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 観光施設 <input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> 運輸・交通 <input type="checkbox"/> 旅行業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 広告・宣伝 <input type="checkbox"/> 観光団体 <input type="checkbox"/> その他(                          )	
会員種別及び口数	正会員	口      円 (一口 10,000/年 ・ 一口以上)
	賛助会員	口      円 (一口 3,000/年 ・ 一口以上)
事務担当連絡先 (資料等送付先)	フリガナ ご担当者名	
	住所	〒
	直通電話	
	F A X	
	メールアドレス	

＊公益社団法人相模原市観光協会定款より抜粋

(目的)

第4条 この法人は、相模原市及び周辺地域の観光事業の推進により、地域社会・文化の健全な発展及び地域経済の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光に関する調査及び企画並びに情報の収集及び提供
- (2) 観光客の誘致及び滞在支援
- (3) 観光資源の開発及び整備
- (4) 観光物産品及び酒類の紹介・販売
- (5) 観光施設の管理運営
- (6) 観光に関する人材の指導育成
- (7) 地方公共団体及びその他公共的団体から委託される観光関連業務の受託
- (8) 旅行業法に基づく旅行業
- (9) 広告宣伝事業
- (10) 観光関連事業者及び諸機関との連携
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

**【参考】**

公益社団法人相模原市観光協会会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人相模原市観光協会(以下、「協会」という。)定款第8条の規定に基づき、協会の会費に関し定めるものとする。

(会費の金額)

第2条 協会の会費額は年度会費とし、別表に定めるものとする。  
年度途中に加入する場合においても、年度分の金額とする。

[別表(第2条関係) 会費額]

会員の種類	会費(年度額)
正会員	一口10,000円(一口以上)
賛助会員	一口 3,000円(一口以上)